

2011年度 大阪協栄信用組合奨学金 募集・推薦要項

財団法人 日本国際教育支援協会

財団法人日本国際教育支援協会（以下「本協会」という。）では、大阪協栄信用組合のご支援により、「2011年度大阪協栄信用組合奨学金」（以下「奨学金」という。）の受給者を下記により募集する。

記

1. 目的

この奨学金は、大阪協栄信用組合の指定する大学で学ぶベトナム人留学生に対して奨学金を支給することによって、学習効果を高めることに寄与することを目的とする。

2. 奨学金の提供者及び提供の趣旨

この奨学金の提供者である大阪協栄信用組合は、昭和26年12月協栄信用組合として設立以来中小企業の経済的地位向上に貢献して参りました。このたび、新本店ビル完成に伴い、記念事業の一環として「大阪協栄信用組合奨学金」を設立し、留学生がより良い環境で学び、その学生生活がより実り多くなることを願い資金を提供されました。

3. 応募資格

応募することができる者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 2011年4月より、関西大学に留学生として在籍するベトナム人留学生
- (2) 経済的な援助を必要としている者
- (3) 留学の目的及び計画が明確で、修学効果が期待できる者

4. 採用人数

2011年度の採用人数は、1名とする。

5. 奨学金月額

奨学金月額は、30,000円とする。

6. 支給期間

2011年4月より2012年3月までの1年間とする。

ただし、大学における在籍期間中に限る。

7. 推薦方法

- (1) 奨学金を受けようとする者（以下「応募者」という。）は、所定の様式による願書を在籍する大学を通じて、本協会理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。
- (2) 大学の長は、3に掲げる応募資格に該当するとともに、学業・人物ともに優秀と認められる応募者について、8に掲げる推薦書類を理事長に提出するものとする。

8. 推薦書類

- (1) 願書（別紙様式1。日本語で記載されたものに限る。） 1通
- (2) 応募者の写真 1葉
（最近6か月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。）
- (3) 大学の長による応募者推薦書（別紙様式2） 1通
（注）推薦理由は指導教官等が記入すること。

9. 推薦締切期日

2011年3月4日（金）まで（当日消印有効）とする。

なお、締切期日を過ぎた場合、提出書類が不備の場合は、受理しない。

また、提出書類は一切返却しない。

10. 選考及び結果の通知

理事長は、7の(2)により推薦された者について、書類審査の上、受給者を決定し、2011年4月上旬を目途に大学を通じて通知する。

11. 奨学金の支給等

奨学金は、別に定める方法により支給する。

12. 注意事項

- (1) 受給者は、奨学金の返還義務を伴わない。
- (2) 受給者が、次のいずれか一つに該当した場合には、受給決定が取り消される。
 - ア. 推薦書類の記載事項に虚偽が発見された場合
 - イ. この要項に定める事項に該当しなくなった場合
- (3) 受給期間中に、長期欠席、休学又は留年した場合は、奨学金は支給しない。
- (4) 受給期間中に、在籍大学において懲戒処分を受けたり、学業成績が著しく不良であったり、受給決定の際に通知する事項を遵守しない場合等は、奨学金の支給を打切ることがある。
- (5) 受給者は、受給期間中の学習・研究状況を、受給終了時に在籍大学を通じ、理事長に

報告しなければならない。

1 3. 個人情報の取扱いについて

奨学金の推薦書類に記載いただいた個人情報については、奨学金事業のために利用され、その他の目的には利用されません。

1 4. 推薦書類の提出先・問い合わせ先

財団法人日本国際教育支援協会 事業部 国際交流課

〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29

TEL : 03-5454-5274

FAX : 03-5454-5232

E-mail: ix@jees.or.jp

2011年度 大阪協栄信用組合奨学金 募集・推薦要項

財団法人 日本国際教育支援協会

財団法人日本国際教育支援協会（以下「本協会」という。）では、大阪協栄信用組合のご支援により、「2011年度大阪協栄信用組合奨学金」（以下「奨学金」という。）の受給者を下記により募集する。

記

1. 目的

この奨学金は、大阪協栄信用組合の指定する大学で学ぶベトナム人留学生に対して奨学金を支給することによって、学習効果を高めることに寄与することを目的とする。

2. 奨学金の提供者及び提供の趣旨

この奨学金の提供者である大阪協栄信用組合は、昭和26年12月協栄信用組合として設立以来中小企業の経済的地位向上に貢献して参りました。このたび、新本店ビル完成に伴い、記念事業の一環として「大阪協栄信用組合奨学金」を設立し、留学生がより良い環境で学び、その学生生活がより実り多くなることを願い資金を提供されました。

3. 応募資格

応募することができる者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 2011年4月より、阪南大学に留学生として在籍するベトナム人留学生
- (2) 経済的な援助を必要としている者
- (3) 留学の目的及び計画が明確で、修学効果が期待できる者

4. 採用人数

2011年度の採用人数は、1名とする。

5. 奨学金月額

奨学金月額は、30,000円とする。

6. 支給期間

2011年4月より2012年3月までの1年間とする。

ただし、大学における在籍期間中に限る。

7. 推薦方法

- (3) 奨学金を受けようとする者（以下「応募者」という。）は、所定の様式による願書を在籍する大学を通じて、本協会理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。
- (4) 大学の長は、3に掲げる応募資格に該当するとともに、学業・人物ともに優秀と認められる応募者について、8に掲げる推薦書類を理事長に提出するものとする。

8. 推薦書類

- (4) 願書（別紙様式1。日本語で記載されたものに限る。） 1通
- (5) 応募者の写真 1葉
（最近6か月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。）
- (6) 大学の長による応募者推薦書（別紙様式2） 1通
（注）推薦理由は指導教官等が記入すること。

9. 推薦締切期日

2011年3月4日（金）まで（当日消印有効）とする。

なお、締切期日を過ぎた場合、提出書類が不備の場合は、受理しない。

また、提出書類は一切返却しない。

10. 選考及び結果の通知

理事長は、7の(2)により推薦された者について、書類審査の上、受給者を決定し、2011年4月上旬を目途に大学を通じて通知する。

11. 奨学金の支給等

奨学金は、別に定める方法により支給する。

12. 注意事項

- (1) 受給者は、奨学金の返還義務を伴わない。
- (2) 受給者が、次のいずれか一つに該当した場合には、受給決定が取り消される。
 - ア. 推薦書類の記載事項に虚偽が発見された場合
 - イ. この要項に定める事項に該当しなくなった場合
- (3) 受給期間中に、長期欠席、休学又は留年した場合は、奨学金は支給しない。
- (4) 受給期間中に、在籍大学において懲戒処分を受けたり、学業成績が著しく不良であったり、受給決定の際に通知する事項を遵守しない場合等は、奨学金の支給を打切ることがある。
- (5) 受給者は、受給期間中の学習・研究状況を、受給終了時に在籍大学を通じ、理事長に

報告しなければならない。

1 3 . 個人情報 の 取 扱 い に つ い て

奨学金の推薦書類に記載いただいた個人情報については、奨学金事業のために利用され、その他の目的には利用されません。

1 4 . 推 薦 書 類 の 提 出 先 ・ 問 い 合 わ せ 先

財団法人日本国際教育支援協会 事業部 国際交流課

〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29

TEL : 03-5454-5274

FAX : 03-5454-5232

E-mail:ix@jees.or.jp

2011年度 大阪協栄信用組合奨学金 募集・推薦要項

財団法人 日本国際教育支援協会

財団法人日本国際教育支援協会（以下「本協会」という。）では、大阪協栄信用組合のご支援により、「2011年度大阪協栄信用組合奨学金」（以下「奨学金」という。）の受給者を下記により募集する。

記

1. 目的

この奨学金は、大阪協栄信用組合の指定する大学で学ぶベトナム人留学生に対して奨学金を支給することによって、学習効果を高めることに寄与することを目的とする。

2. 奨学金の提供者及び提供の趣旨

この奨学金の提供者である大阪協栄信用組合は、昭和26年12月協栄信用組合として設立以来中小企業の経済的地位向上に貢献して参りました。このたび、新本店ビル完成に伴い、記念事業の一環として「大阪協栄信用組合奨学金」を設立し、留学生がより良い環境で学び、その学生生活がより実り多くなることを願い資金を提供されました。

3. 応募資格

応募することができる者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 2011年4月より、桃山学院大学に留学生として在籍するベトナム人留学生
- (2) 経済的な援助を必要としている者
- (3) 留学の目的及び計画が明確で、修学効果が期待できる者

4. 採用人数

2011年度の採用人数は、1名とする。

5. 奨学金月額

奨学金月額は、40,000円とする。

6. 支給期間

2011年4月より2012年3月までの1年間とする。

ただし、大学における在籍期間中に限る。

7. 推薦方法

- (5) 奨学金を受けようとする者（以下「応募者」という。）は、所定の様式による願書を在籍する大学を通じて、本協会理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。
- (6) 大学の長は、3に掲げる応募資格に該当するとともに、学業・人物ともに優秀と認められる応募者について、8に掲げる推薦書類を理事長に提出するものとする。

8. 推薦書類

- (7) 願書（別紙様式1。日本語で記載されたものに限る。） 1通
- (8) 応募者の写真 1葉
（最近6か月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。）
- (9) 大学の長による応募者推薦書（別紙様式2） 1通
（注）推薦理由は指導教官等が記入すること。

9. 推薦締切期日

2011年3月4日（金）まで（当日消印有効）とする。

なお、締切期日を過ぎた場合、提出書類が不備の場合は、受理しない。

また、提出書類は一切返却しない。

10. 選考及び結果の通知

理事長は、7の(2)により推薦された者について、書類審査の上、受給者を決定し、2011年4月上旬を目途に大学を通じて通知する。

11. 奨学金の支給等

奨学金は、別に定める方法により支給する。

12. 注意事項

- (1) 受給者は、奨学金の返還義務を伴わない。
- (2) 受給者が、次のいずれか一つに該当した場合には、受給決定が取り消される。
 - ア. 推薦書類の記載事項に虚偽が発見された場合
 - イ. この要項に定める事項に該当しなくなった場合
- (3) 受給期間中に、長期欠席、休学又は留年した場合は、奨学金は支給しない。
- (4) 受給期間中に、在籍大学において懲戒処分を受けたり、学業成績が著しく不良であったり、受給決定の際に通知する事項を遵守しない場合等は、奨学金の支給を打切ることがある。
- (5) 受給者は、受給期間中の学習・研究状況を、受給終了時に在籍大学を通じ、理事長に

報告しなければならない。

1 3. 個人情報の取扱いについて

奨学金の推薦書類に記載いただいた個人情報については、奨学金事業のために利用され、その他の目的には利用されません。

1 4. 推薦書類の提出先・問い合わせ先

財団法人日本国際教育支援協会 事業部 国際交流課

〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29

TEL : 03-5454-5274

FAX : 03-5454-5232

E-mail: ix@jees.or.jp